育児休業の取得状況の公表について

１．対象企業

常時雇用する労働者が 300 人を超える企業

２．計算期間

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

３．公表内容

男性の育児休業等の取得割合

男性の育児休業等取得状況に関する情報公表

令和８年３月末現在

医療法人　恒昭会	
男性の育児休業等 取得割合	58.3%